

LIFE 関係加算

サービス内容略称	単位:円	備考
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40	入所者ごとのADL値、利用状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合に算定
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)の要件に加え、病気の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合に算定
自立支援促進加算	300	医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行う。その結果、自立支援のための対応は必要であるとされた入所者に、自立支援に係る支援計画を策定し支援計画に従ったケアを実施している場合に算定
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画の内容等を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、その情報を有効に活用している場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて評価し、その結果を厚生労働省に提出していること、褥瘡発生リスクがある入所者に褥瘡ケア計画書を作成していること、3月に1回褥瘡ケア計画を見直している場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価の結果、褥瘡発生リスクのある入所者に褥瘡の発生がない場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施している場合に算定
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	口腔衛生加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る経過観の内容等を厚生労働省に提出し、その情報を有効に活用している場合に算定
ADL維持等加算(Ⅰ)	30	入所者全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象入所者等の調整済みADL利得を平均して得た値が1以上である場合に算定
ADL維持等加算(Ⅱ)	50	ADL維持等加算(Ⅰ)の要件を満たし、評価対象入所者等の調整済みADL利得を平均して得た値が2以上である場合に算定
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	排泄に介護を要する入所者ごとに、施設入所時に要介護状態の軽減の見込みについて評価するとともに、6月に1回評価を行いその結果を厚生労働省に提出する、要介護状態の軽減が見込まれる者について支援計画を作成し実施、3月に1回支援計画の見直しを行っている場合に算定
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はオムツ使用ありか、なしに改善している場合に算定
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	排泄支援加算(Ⅰ)の要件を満たし、排尿・排便の状態は少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、かつオムツ使用ありか、なしに改善している場合に算定

※LIFE(科学的介護情報システム)とは、

介護施設で行っているケアの内容・計画や利用者様の情報などをインターネット上の公式サイトから一定の様式で入力すると、その結果が厚生労働省で分析され、フィードバックされるという仕組みのことです。